

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第四節 全鉱連の争議

春季闘争

全鉱連では坑外夫基準内一二、五〇〇円(税込)を基準として要求する新賃金闘争の方針(第一五回臨時大会決定)にもとずき三月末より中央六社をはじめとして各企業連いっせいに要求を提出したが、要求の主なものと、その後の経緯を中央六社について見ると次の通りである。

日鉱連 三月二十九日坑外夫一二、五〇〇円、坑内一七、七三五円、製錬一六、三一二円の要求を提出、四月一八日坑外七、八九六円、坑内一〇、七五五円、製錬九、九六五円の回答あり、

太平鉱連 四月二日一工当坑内夫八七三元、坑外夫五二〇円、製錬直接夫六六八円の要求を提出。

神岡鉱連 四月七日坑外夫一二、〇〇〇円(基準内一〇、〇〇〇円、能率給二、〇〇〇円)増産賞与金坑外夫一人九、〇〇〇円の要求を提出、一六日会社より回答延期を申入れた。

別子鉱連 三月二十八日坑外夫一一、四〇〇円の要求を提出。

同和鉱連 三月二十六日坑外夫一二、五〇〇円、坑内一七、七五〇円、保護員七、五〇〇円の要求を提出、四月二日会社は坑外七、七二八円、坑内一一、四九七円、保護員四、九三四円の回答したが組合はこれを不満として物別れとなった。

古河鉱連 三月末坑外一一、八二五円、坑内一七、七三七円五〇銭、製錬一四、七八一元五〇銭の要求を提出、四月一六日会社は坑外一工二八〇円(七、〇〇〇円)坑内一工四五二元(一〇、三九六円)製錬一工三六二元五〇銭(八、七〇〇円)の回答を行ったが、これも物別れとなった。

なお今回の闘争は、中央大手筋六社企業連の第一部会、中央交渉のできる中小企業連などの第二部会、山元で交渉を行う単組などの第三部会に分け、この三ブロックの闘争を有機的に連関させて盛りあげようとするものであり、全鉱連は、大勢をにらみ合わせて大綱的な指示・指令を企業連に対して出すことになった。

四月五日にいたって全鉱傘下の六社は、次のようだ共闘声明書を発した。

六社共闘声明書

われわれは昨年一〇月全鉱傘下組合と経営者間において締結せられた賃金協定の期間満了に伴い、四月以降の新賃金を全鉱本部の指導調整の責任と権限の下に各企業それぞれ要求、組織の全勢力を集中する一大闘争の段階を迎えた。

いわゆる朝鮮事変を契機とする内外情勢の変動は、国内においても特需産業の膨脹により金属鉱山界は依然として「鉱山最良の年」を謳歌し、今次の業績向上による利益率も真に金ヘン景気を裏書きする驚異に価するものがある。

ひるがえって経営者の態度をみるに、悪辣なる政府の態度に便乗し、資本蓄積を第一義とし、利潤の追求に飽くことを知らぬ状況である。前一〇月協定を見ても明かなるごとく、鉱山復興のためにひたすら今日あることを念願し最低生活に甘んじて来た労働者に対し、僅かの増額のみを以てこれを欺瞞し、今次労働者の基本的要求をも圧殺せんと画策している。

われわれに共通の目的である今次ベース・アップ獲得のため、既に去月下名六社・七企業連を以て六社共闘を結成、その戦斗的同志的盟約の下に強固なる団結を示し、今次斗争の完遂を期せんとするものである。

今次共闘は、金属鉱山労働者の斗争の骨幹として、また主軸としての前斗争の厳粛なる批判の下に結成された意義と使命を銘肝し共闘目的貫徹まではもとより平和的交渉による解決を念願するも交渉の推移、経営者の誠意如何により、他に如何に不利なる内外情勢に逢着するともいっせいに、「実力行使をも敢えて辞せざる決意」のもとに断乎斗争に立ちあがるものであることをここに表明する。

一九五一年四月五日

全日本金属鉱山労働組合連合会
日本鉱業株式会社労働組合連合会
太平鉱業労働組合連合会
太平鉱業株式会社職員組合連合会
神岡鉱業労働組合連合会
別子鉱業労働組合連合会
同和鉱業労働組合連合会
古河鉱業労働組合連合会

さて、四月一七日から二〇日にかけて、いちおう中央六社の回答が出揃ったが、多くは要求額との差が大きいためまともならず、六社共闘の第一部会では、ついに次のような指令を発した。

- (一) 共闘一部会指令(要求額と要求時期)にそって要求を行うとともに闘争戦術を具体化するよう指示する。
- (二) 闘争戦術を決定するにあたって早期に有利に解決するように考慮することは当然であるが
 - (イ) 新賃金を期末手当、賞与あるいは一時金と切り離して闘われたい。
 - (ロ) 特に期末手当制度があり、又それを要求しようとする所は闘争のヤマについて不利になるようなカラミ合せを排除されたい。
- (三) 闘争資金の対策は万全を期されたい。
- (四) 二、三部会と闘いのヤマを合わせるために第一部会傘下单組に対し地連と十分に連絡し、中小企業単組としっかり横の連けいをはかるように指導されたい。および賃金闘争を選挙闘争とあわせ闘い、より一層連けいを充実して効果をあげられたい。

これに基づいて各企業連ではいっせいに最後回答を要求したが、二三日の交渉は一步も進まず、太平、別子各鉱連は、それぞれ同日スト宣言を行い、日鉱連では二七日スト突入を会社に通告した。これよりさき去る一七日にスト宣言を行った同和鉱連では、二三日第一次回答のほか賞与として二千万円宛三回に出すとの二次回答を受けたが二三日スト宣言を行った。この状勢にかんがみ総司

令部エーミス労働課長は二六日午前労資代表を招き、中労委などを利用して解決してはどうかと勧告。太平を除く各社とも同夜深更まで交渉を行ったが、日鉱、同和、別子の各鉱連はついに翌二七日朝よりストに突入した。これと呼応して第二、第三部会も一せいに要求提出中であり四月一杯を目標に闘いの時期を調節するため二七日もしくは五月二日の二波に実力行使を行い第一部会と可能な限り共同歩調をとるとの態度をととのえた。

この間、神岡鉱業労連(一万名)は、会社回答が、組合の基本点と一致をみたので、ストに入らず、三〇日には一二、〇〇〇円の要求を完全に獲得した。神岡をのぞいた日鉱、別子、同和、太平、古河の五労組も依然として無期限ストを続行し、五月三日朝からさらに太平職員組合(二、五〇〇名)がストに突入した。しかし七日には松尾労組が坑外九、七〇〇円の最終回答をのんで妥結したほか、日鉱連は、二日から三日にかけて、坑外八、三〇〇円ベース(第一次回答より四〇四円アップ)とするなどの最後回答、また古河鉱連では坑外七、六〇〇円(第一次回答より六〇〇円アップ)とするなどの最後回答を会社側よりそれぞれ受け、いずれも右以上の獲得は困難であるとして四日の共闘に提案、全額獲得を目ざす共闘では全会一致の立前上決議することが出来ず、全鉱本部は直ちに中闘をひらき、大会の決議にもとづく指導、調整の責任にしたがい、現実の問題としてやむなくこれを認めるとの決定を行った。かくて四日午後五時を期し日鉱連、古河鉱連はそれぞれスト中止指令を発した。日鉱連の主な妥結内容は次のとおりである。カッコ内は要求。

日鉱連坑外八、三〇〇円(一二、五〇〇円)一時金七、〇〇〇円＝但し期末手当、中元手当を含む。古河鉱連は、坑外七、六〇〇円(一一、八二五円)。また同和では七日坑外八、一〇〇円ベース、一時金坑外成人男子一、五〇〇円、ほか期末手当総額一億円(二五年下半期分四千万円、二六年上半期第一回分二千万円でこれが六千万円になる見込み)などの第三次会社回答を討論の結果、八日午前〇時七分仮調印と共にスト中止指令をだした。別子は六日以来、坑外八、三一九円(ベース八、一〇〇円に基本給の三%相当額、平均二一九円加算)一時金七、〇〇〇円の回答をめぐり同日午後六時にはストを中止して最後の折衝を重ねた結果、七日にいたり坑内一二、二〇八円(加算同前)職員坑内A一九、六九六円などの回答がつけ加えられ、八日午前四時仮調印を行った。太平も七日、坑外八、三〇〇円、一時金一〇、〇〇〇円の第二次回答をうけたが組合はこれを不満としてなおスト続行。古河では四日午後スト中止指令を出したが妥結には至らず八日、会社組合ともそれぞれ重役会、拡大中闘委をひらいたが、正式交渉は九日にもちこされた。

最後まで残った太平鉱連も、五月一日にいたって坑外八、五〇〇円(七、一〇〇円)坑内一二、三二〇円(一〇、五〇〇円)製錬一〇、五二五円＝但し山もとによる格差は別途協議、賞与平均八、〇〇〇円、一時金三、〇〇〇円、協定期間は四月より九月までという条件で妥結するにいたった。

秋季闘争

全鉱連では一〇日以降新賃金要求について七月末の大会以来、着々準備を進めていたが、九月三日には統一闘争委員会構成の主要企業連が、一五日には全鉱中闘に直結する各中小鉱労組がそれぞれ一斉に要求を提出した。

すなわち八月六日の第一回統一闘委は、大会後明らかとなった本年六月のCPI指数をとり大会提出当時の要求額を引き直した理論生計費一四、二〇〇円(成人坑外夫)の標準要求額を決定、ついで一〇日に開かれた第二回統一闘委は(1)要求提出日を九月三日とする、(2)要求すべき回答期限を二週間後の一七日とすることを決定した。かくて翌一日この決定に従った闘争指令第一号が日鉱、太平(鉱職)、神岡、別子、同和、古河、松尾、石原の各企業連に発せられると共に中闘直

属の中小企業労組に対しても同様要求額を標準として九月一五日一斉に提出せよとの指令第一号を発した。要求額の決定を見た企業連は次のとおりであった。

太平鉱・坑外一五、四〇〇円、日鉱・坑外一四、二〇〇円、同和・坑外一四、〇〇〇円、松尾・坑外一二、七〇〇円(いずれも基準内賃金で税込)。

かくして全鉱連では各企業経営者に対し、今次賃上げ問題について団体交渉に全鉱連が参加することを確認されたいとの申し入れを行ったが、五日神岡、日鉱を除く五企業から企業連とのみ団交を行いたいむねの回答があった。全鉱連ではこの介入拒否の回答に対してどうすべきかについて九月一四日の第七回統一闘争委員会で協議した結果、全鉱連がその企業連と全く同一の要求書を各社にそれぞれ提出することをきめ、一五日一斉にその手続きをとったが、さらに(一)団体交渉の時期と方法について企業連との団体交渉の場に参加する、(二)全鉱連は企業連の結んでいる労働協約には拘束されない、(三)従って団交の相手について一方を選び他方を拒否することは不当労働行為となるおそれがあるとの申し入れを行った。

会社側との団交は、要求と余りにもひらきがありすぎるために難行し、組合はついに九月二七日統一闘争指令第二号を発して、一〇月中旬を目ざし全山一斉四八時間スト乃至無期限ストを行うように指示した。また中小鉱山にたいしても同様の指令を出した。しかし依然として交渉はゆきなやんだため、一〇月二五日、第一七回統一闘争委員会をひらいて、困難な局面を打開すべく、実力行使決行の戦術問題を討議し、二九日以降、一斉にストライキに入る本部案を審議したが、採決の結果一〇票対七票で本部案は否決されたため、統一委も解体し、各企業連別に闘争をつづけてゆくことになった。企業連別の交渉に移った全鉱の秋季闘争も、ついに一〇月三〇日までその多くが妥結するにいたった。妥結状況は次の通りである。

古河＝組合側は二七日、三〇日以降無期限ストを通告したが交渉の結果三〇日午前五時坑外八、八〇〇円、坑内一二、三二〇円、製錬一〇、五九九円九六銭で妥結。

日鉱＝二八日坑外九、〇〇四円(前回八、九〇二円)で妥結。

同和＝二六日組合側は二九日以降無期限ストを通告したが二八日坑外九、一〇〇円、坑内一三、七三一円、保護工五、六六七円と会社側は回答、組合側もこれを承認、スト中止を指令。

神岡＝二五日会社側より期末賞与及び増資記念として一八、〇〇〇円と回答があったが組合側ではこれを不満として二七日再回答を申入れた。同日会社側回答は前回と同様のため無期限ストを通告、二九日より続けられた団交の結果三〇日朝に至り期末賞与一四、〇〇〇円、増資記念五、〇〇〇円で妥結。

別子＝三一日に至り坑外九、一〇〇円、坑内一三、三五四円、直接製錬一〇、七二五円、保護工は九、一〇〇円の六〇%支給、また職員は坑外一六、八三五円、坑内は坑外賃金に地域によって五、〇〇〇円、四、〇〇〇円、三、〇〇〇円をそれぞれ支給する。都市手当は東京、大阪(四、九一〇円)札幌(四、〇七五円)仙台(二、六八〇円)。賞与は従業員一人平均七、〇〇〇円、職員二二、五〇〇円、餅代家族もちで一、五〇〇円、独身九〇〇円で妥結。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

